

農業委員会事務局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

農業委員会事務局の所管に属する平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年1月17日から同年3月27日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

農業者年金事業に係る臨時職員の任用決裁文書において、決裁日が任用期間の満了後となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(農業委員会事務局)